

# 小川富也税理士事務所だより

編集発行人  
 税理士・行政書士  
**小川富也**  
 〒796-0068  
 八幡浜市浜之町180番地  
 TEL 0894-24-3355  
 FAX 0894-24-2882



## 中高年の割引サービス増加 50代が主なターゲットに

年齢に応じた割安な料金で商品やサービスを提供する企業が增加している。特に50代をターゲットにしたサービスが飲食や娯楽産業を中心に増えている。

これまでは60歳以上、65歳以上といった条件が主流で「シニア割引」などと呼ばれてきたサービスが最近では50代を主なターゲットとしたものに広がっている。ホテルの宿

泊プランや高級レストラン、バス料金、映画館、カラオケなどサービスメニューはさまざま。

子育てが一段落して時間ができた50代の「ミドル層」を取り込み、定年後も長く消費してもらおうという狙いがある。

年齢に合わせて料金設定を柔軟に設定する手法は、もともと航空会社やホテルなどの業界で発達してきたマーケティングだが、体力・気力が充実しているミドル層への売り込みは今後、各業界でも拡充していくと予想されている。

## 現金給与総額が増加 実質賃金は減少

厚生労働省が発表した1月の毎月勤労統計調査(速報)

によると1月の現金給与総額

(従業員5人以上の事業所)

は、前年同月比1.3%増の27万2779円と11カ月連続で増えた。このうち基本給な

ど所定内給与は同0.8%増の24万275円と2カ月連続

で増加。残業代にあたる所定

外給与は同2.6%増の1万9804円と22カ月連続の増

加だった。

現金給与総額は緩やかに増

加しているものの、消費者物

価指数(CPI)は同2.8

%上昇と給与の伸び率を上

回っている。消費増税と円安

に伴う輸入物価の上昇がCPI

Iを押し上げ、実質賃金は前

年実績を下回っている。

円安で業績好調な輸出関連

の大企業などの間で賃上げ機

能が高まる半面、景気回復の

実感に乏しい中小にどこまで

波及するかは不透明。中小企

業の賃上げが消費喚起に始ま

る好循環実現への大きなカギ

を握っているとみられる。

## ネット通販に専念 品質管理を徹底

伝統工芸品のF社は実店舗を廃止し、ネット通販専業に切り替えた。家賃や人件費などのコストが削減できたが、その分製品の品質向上につなげている。

実物を見ないでネットで購入する場合、届いた商品が画像と異なれば大きなトラブルとなり、信用も失いかねない。そこですべての商品に返品保証もつけた。品質管理も365日体制で徹底することにした。

消費者が工芸品を製作する姿を見学できる工房を新設する計画もある。製造現場で客の要望を聞き、迅速に商品に反映できる体制も目指している。

## 景気動向指数



企業の生産活動や雇用など幅広い経済指標を合わせて今の景気を総合的にみるための指標。内閣府が毎月公表している。景気の高や谷に対して数ヶ月程度早く動く「先行指数」、同時に動く「一致指数」、数ヶ月遅れて動く「遅行指数」の3種類がある。

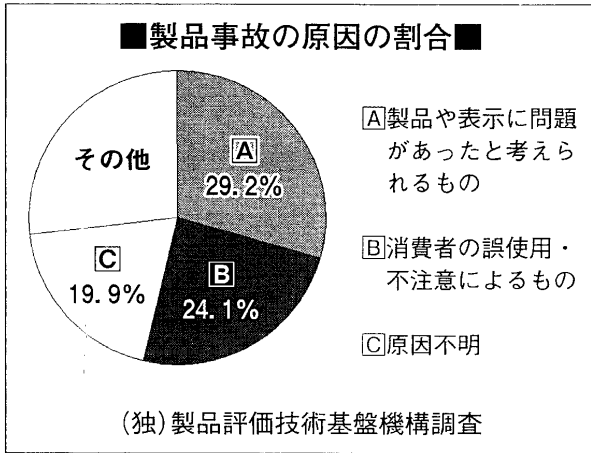
一致指数は鉱工業生産指数のほか、残業時間を示す所定外労働時間指数、小売業と卸売業の商業販売額、ハローワークでの有効求人倍率など11指標でつくる。先行指数は企業の在庫調整圧力を示す在庫率指数、設備投資の先行指数である機械受注、東証株価指数などがある。遅行指数は完全失業率、家計消費支出などを使って算出する。



# 消費者の誤使用や不注意による製品事故 — 企業側の責任と対策

製品事故の中には、消費者の誤使用や不注意に関連して発生するものも多く見られます。誤った使用方法による事故は、とかく消費者の自己責任と捉えられがちです。しかし、誤使用に起因する事故の中にも、事業者が製品の安全対策によって十分に防止することができたはずのものがあり、この種の事故は事業者の責任となる場合があります。そこで今回は消費者の誤使用や不注意による製品事故と企業側の責任と対策について考えてみます。

独立行政法人・製品評価技術基盤機構の調査によると、製品にかかわ



る事故は、製品の設計ミスや製造不良など製品自体が原因だけでなく、約4分の1は消費者による誤使用や不注意によって発生しています。

製品にかかわる事故が発生し、企業側の責任が追及される場合、使用者が製品をどのように扱っていたのかは非常に重要な問題です。

### ■予見可能な誤使用■

またにも使っていたのに事故が起こったという場合には製造物責任が問われるのは当たり前として、本来の使い方を外れた誤使用であった場合でも、それだけで製造物責任が問われない、ということにはなりません。企業が想定する使用方法と違うからといって、ただちに消費者の自

己責任と考えるのは妥当ではありません。

「そのように製品が使われることも想定できただろう」という範囲の使用方法であった場合には、企業側からみれば「そんな使い方をすると考えていなかった」という「誤使用」であったとしても、やはり消費者側としては製造物責任を追及できることとなります。これを「予見可能な誤使用」といいます。

しかし、あらゆる製品について「予見可能な誤使用」と「非常識な使用」とを明確に分けることは困難です。事業者としては、使用方法をより一層詳細に予見し、取扱説明書等により、その危険性を説明しておくことが重要です。

### ■警告表示■

取扱説明書等の警告表示にあたっては、正常な使用方法を示すだけでは足りず、「誤使用」や「非常識な使用」の場合の危険性を使用する消費者の立場に立つて具体的かつ明確に情報提供する必要があります。

具体的な危険性が伝わらないと、消費者は、危険性のある使用方法とは捉えず誤解が生じたり、危険を軽視したりする可能性があります。このような誤解・軽視の結果として製品事故が発生した場合には、事業者

の責任が肯定されるおそれが高くなります。

警告表示は、製品本体の設計上の欠陥を補うものではありません。本来、製品本体で対応すべき安全確保策を取扱説明書の注意事項で済ませることはできません。安全設計・安全装置による対応を行わずに、製品の抱える問題点を注意表示で補えると考えてはいけません。

特に高齢者の使用が予定されている製品については、その能力の程度に応じた安全性の確保とともに、警告表示にあたっては、高齢者が理解できるような内容・態様での情報提供が望ましいといえるでしょう。同様に子どもや障害者が使う製品についても、使用者に応じた配慮が必要となります。

消費者の製品の安全・安心への関心は一層高まっており、また、法令等に基づく規制も強化されています。企業にとって製品の安全性対策は従来にも増して重要な課題となっています。すべての危険を完全に排除することは困難ですが、事業者としては、発売前だけでなく発売後も製品の使用状況を様々な角度から検証し、適切な安全対策を施すことが重要です。



# 経営者の個人保証 解除のポイント

## ■経営者保証ガイドライン■

経営者個人が連帯保証する「経営者保証」は、多くの中小企業が金融機関から借り入れする際に求められるものです。この保証を外せる目安を示した「経営者保証に関するガイドライン」が昨年2月に適用されてから1年余りが経過しました。そこで今回は「経営者保証ガイドライン」の中から保証を解除するためのポイントについて取り上げます。

ガイドラインは、平成26年2月1

日から適用されており、金融庁や中小企業庁による要請のもと、金融機関にはガイドラインに則して経営者保証に依存しない融資を求めています。そして経営者保証を解除するた

めの要件を示しています。

### ■会社と経営者の資産の分離■

金融機関は保証解除の判断にあたり、法人の事業用資産の経営者個人所有の解消や法人から経営者への貸付による資金の流出の防止、法人の資産・経理と

### ●経営者保証を外す要件●

ガイドライン項目	具体例
会社と経営者の資産分離	本社・工場・営業車などは会社所有 会社から経営者への貸し付けは行わない 個人としての飲食代などは経費処理しない
財務基盤の強化	業績は堅調で十分な利益と内部留保 業績は不調だが、内部留保で全額返済できる 好業績で今後も返済しうる利益を確保できる
経営の透明性	資産・負債明細など各勘定明細の提出 試算表・資金繰り表などの定期的な報告

経営者が法人の事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を所有している場合、経営者の都合によるこれら資産の第三者への売却や担保提供

等により事業継続に支障をきたす恐れがあります。このため、そのような資産については経営者の個人所有とはせず、法人所有とすることが望ましいと考えられます。

また「自宅が店舗を兼ねている」「自家用車が営業車を兼ねている」など、明確な分離が困難な場合においては、法人が経営者に適切な賃料を支払うことで、実質的に法人と個人が分離しているものと判断されま

### ■経理・家計の分離■

事業上の必要が認められない法人から経営者への貸付は行わない、個人として消費した費用（飲食代等）について法人の経費処理としないなどの対応が考えられます。

### ■財務状況■

経営者個人の資産を債権保全の手段として確保しなくても、法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る財務状況が期待されています。例えば、以下のような状況が考えられます。

- ・業績が堅調で十分な利益（キャッシュフロー）を確保しており、内部留保も十分であること。
- ・業績はやや不安定ではあるもの

の、業況の下振れリスクを勘案しても、内部留保が潤沢で借入金全額の返済が可能と判断し得ること。内部留保は潤沢とは言えないものの、好業績が続いており、今後も借入を順調に返済し得るだけの利益（キャッシュフロー）を確保する可能性が高いこと。

### ■信頼性の高い情報開示■

正確かつ信頼性の高い情報を開示・説明することにより、経営の透明性を確保する必要があります。具体的に次ぎのような対応が考えられます。

- ・貸借対照表、損益計算書の提出のみでなく、これら決算書上の各勘定明細（資産・負債明細、売上原価・販管費明細等）の提出。
- ・期中の財務状況を確認するため、年に1回の本決算の報告のみでなく、試算表・資金繰り表等の定期的な報告。

### ◇経営者保証ガイドラインの詳細◇

- 日本商工会議所HP  
<http://www.jecior.jp/news/jeci-news/2013/1205140000.html>
- 全国銀行協会HP  
<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/12/05140000.html>



### ◆平成27年度税制改正大綱◆ ふるさと納税制度の拡充 ワンストップ制度の創設など

「平成27年度税制改正」については、今号を手にとされている頃には、国会で成立間近、もしくは成立した直後かと思えます。今回の税制改正大綱には、地方創生を推進するための施策として、「ふるさと納税制度」の拡充が盛り込まれています。

ふるさと納税とは出身地や応援したい自治体に寄附をすると、寄附金のうち2000円を超え、一定の部分については、所得税・住民税から全額控除される仕組みです。

しかも、多くの自治体が返礼に地元の特産品などを贈ることが恒例化し、サービスの良いところに寄附する例が急増しています。

ただし、控除を受けるためには、寄附した翌年に確定申告をすることが条件になっています。

◆**特別控除額の上限の引上げ**  
今回の改正により、これまで1割だった個人住民税の特例控除額の上限額が、平成28年度分以後の個人住民税から2割に引上げられます。

例えば、年収700万円の夫婦子なし世帯の場合、現行の寄附金控除対象の寄附の上限は5万5000円ですが、単純計算で11万円までが寄附金控除の対象になります。

#### ◆ふるさと納税ワンストップ 特例制度の創設

また、これまで控除を受けるための条件となっていた確定申告の手続きは、平成27年4月1日以後は、確定申告が不要な給与所得者等の寄附については、5つの自治体までなら申告不要とする「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されます。ただし、6カ所以上に寄附する場合は、従来通り全ての寄附の受領書を添えて確定申告をする必要があります。

なお、自営業者や高所得のサラリーマン等は、この特例は適用されません。

一方、各自治体に対しては、最近の行き過ぎた特典競争を抑制するよう要請するとしています。

## 4月の税務と労務

### 一 税 務

- ★給与支払報告に係る給与所得者異動届出  
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月15日までに関係の市町村長に要届出
- ★公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告  
申告期限…4月30日（道府県及び市町村）
- ★軽自動車税の納付  
(1)賦課期日…4月1日  
(2)納期限…4月中において市町村の条例で定める日
- ★固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付  
納期限…4月中において市町村の条例で定める日
- ★3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…4月10日
- ★2月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）  
申告期限…4月30日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…4月30日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…4月30日
- ★8月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）…半期分  
申告期限…4月30日
- ★消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…4月30日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2カ月分）（消費税・地方消費税）  
申告期限…4月30日
- ★固定資産課税台帳の縦覧期間  
4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- ★固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間  
市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの期間等

### 一 労 務

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…4月30日

経営計画書を作成することにどんな意味があるのでしょうか。▼経営計画書は文字通り、「計画」ですから苦労して計画書を作成しても事業が計画通りに進んでいくとは限りません。このため「計画書なんて作る価値などあるのか」と考える経営者もいるかも知れません。▼経営計画書を作る目的は計画を守ることだけではありません。もちろん、計画通りに事業が進展することは素晴らしいことですが、それが目的の全てではないのです。▼たとえ計画通りに事業が

## 経営計画書の作成の意味

運営できなくても、それはそれで「なぜ計画通りにいかなかったのか」「そのための対策は何か」など、課題解決に向けた原因の分析とその対策を立てることに効果があります。▼一番の目的は、計画を立てることではなく、自社の事業について将来を構想しながら考えを深めていくことにあります。過去を振り返り、現在を見つめ、将来を展望した結果、会社はこういう方向に進んでいくという構想をより深く考えることが大事なので